

いまさら聞けない行政用語

市町村の収入事務における「調定」について

調査部研究員 石 井 史

1. はじめに

今年度、この「いまさら聞けない行政用語」では、「特別徴収」「手数料」と、市町村の収入に係る話題について取り上げてきました。これらで示したような地方税や手数料等の収入が市町村にとり重要なものであることは言うまでもありません。職員のみなさんは収入に係る事務をどのように経験し、「調定」とはどのようなものと捉えていたでしょうか。

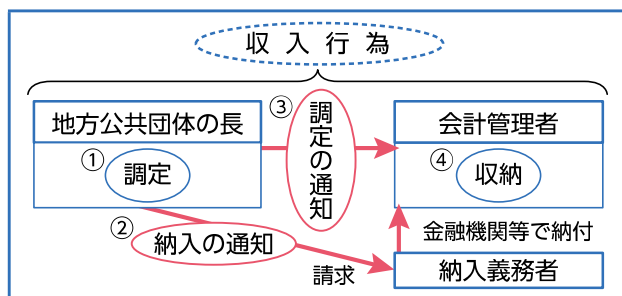
日々その事務処理はしていても、いざ「調定とは何か」を考えると、説明が難しいものです。また場合によっては、金額を把握したらその数字で調定を起こすという形式的な作業になり、むしろ省略しても構わないのではと思われてしまうかもしれません。しかし「調定」は、実は法令で必ず行うべきであると定められているものです。本稿では、改めてその意義を確認したいと思います。

2. 収入手続の概要

「調定」は何のためにある行為なのかについて考えるため、初めに「収入」全体について見てみます。

「収入」という手続は、【図表1】に示すような各行為から構成されています。

図表1 「収入」手続の流れ



まず地方公共団体の長は「①内容について調査をし、収入すべきことを決定（=調定）」します。そして「②納入義務者に宛てて納入の通知」を行い、一方「③会計管理者に対して調定の通知」をします。会計管理者は、これに基づき「④収納」を行います（地方自治法（以下「自治法」という）第231条、第149条、第170条）。

3. 「調定」の概要

「調定」は、収入の手続きにおいて原則として一番初めに行う「意思決定行為」です。この意思の決定にあたり、【図表2】で示す事項について調査しなければなりません（地方自治法施行令（以下「自治令」という）第154条）。これは、決定しようとする内容が法律・条例または契約や議会の議決に反していないこと等の確認が求められているためです。支出の手続になじみのある方は「支出負担行為と同様の位置づけ」というとわかりやすいかもしれません。

図表2 「調定」において調査すべき項目

調査項目	留 意 点
所 属 年 度	会計年度所属区分に照らし誤りがないか。（自治令第142条に納期、領収日等による基準あり）
予 算 科 目	予算区分（自治法施行規則第15条に定める款項目節）、歳入予算に照らし誤りがないか。
納入すべき金額	金額の算定に誤りがないか。 根拠法令・契約に照らし誤りがないか。
納入義務者	根拠法令・契約に照らし誤りがないか。
根拠となる法令・契約等	法令または契約に違反する事実がないか。
納 期 限	法令に照らして誤りがないか。納入義務者が納入通知書受領後に納入し得る適切な期間が考慮されているか。
納 入 場 所	納入可能な窓口を示しているか。指定金融機関・収納代理金融機関等の記載をしているか。

※参考文献：『地方財務実務講座2 収入及び支出』東京都地方財務実務研究会編著（平成4年 りょうせい発行）

みなさんは業務の中で必ずこれらの調査を行っているはずです。例えば地方税では、地方税法に基づいて調査・計算し納税義務者や税額等を決定してから、納税通知書を送付します。また手数料は、手数料条例に定められた要件や金額に基づき決定されています。

しかし中には収納以前には調定をすることができないものがあり、この場合はやむを得ず「事後調定」をすることになります。(コラム参照)

コラム【事後調定になる場合の例】

地方税の延滞金の場合、延滞した日数に応じて金額が算定されるため、本税を完納して初めて金額が確定します。ですから、本税と共に収納した場合は必然的にその後調定が行われます。

また住民票等の取得に係る手数料のように窓口で口頭により現金を受受するものも、当日にいくら収納するか事前にはわかりません。また窓口の受付時間中は発行業務に注力する必要があるため、当日に受領した現金を後で取りまとめ、調定を行います。博物館や美術館の入館料のように入館の際に窓口で受領する使用料も同様です。

4. 調定の意義

では、このような「調定」の意義を改めて考えてみます。

仮に、調定・収納した後に根拠や金額等の誤りが判明したらどうなるのでしょうか。誤りを正し(調定の更正)、実は根拠のなかったこととなる収入があれば、過誤納金として還付することになります。これらの誤りだけでなく、減免の対象となるものであるにもかかわらずその措置を取らずに調定していた場合なども同様です。

年度の誤りが判明した場合には、収入済額または収入未済額にも誤りが生じ、翌年度への繰越額にも影響が出ます。議会へ提出され最終的には住民にも示される決算を正しく行うためには、すべてを修正していかななくてはなりません。年度は間違えようがないと感ずるかもしれませ

んが、年度の変わり目では注意が必要です。延滞金のように本収入に付帯するものは「本収入の属する年度の歳入」へ組み入れる(自治令第142条第3項)、随時の収入で通知書等を発しないものは「これを領収した日の属する年度」とする(同条第1項第3号)など、規程に照らして慎重に判定すべきといえます。

また、納期限を納入通知書に明記しておくからこそ督促状を発することができる等、おお元の調定に不備があると先に進めない事項もあります。

このように、調定を正確に行うことで決算の誤りや実務の不備を未然に防ぐことができます。裏返せば、調定が正確に行われていれば、以降はそれを拠り所に手続きを進めていけばよいということです。ここに、「調定」の存在意義があります。

5. おわりに

ここまでは行政の内部の手続について考えてきました。ではこの調定を住民の立場から見るとどうでしょうか。一般に、支払いをするときは、支払う理由や内容について理解したうえで行いたいものです。例えば「これを支払うべき根拠は何か」「何についての支払いなのか」「どのようにこの金額が決まっているのか」「なぜ払うのは自分なのか」「なぜこの期限日なのか」等々。もし住民から尋ねられたら、きちんと説明することができるでしょうか？

調定という行為の中で収入の根拠を意識することは、住民から金銭を受け取るにあたり、なぜ相手はこれを払ってくれるのかを理解するとともに、相手への説明ができるということにもつながります。それは行政への信頼の醸成にも役立つのではないのでしょうか。

地方公共団体における適正な手続の確保という面ではもちろんですが、加えて住民への説明という点からも、「調定」が大切な行為であることを改めて認識し、収入に係る事務に携わっていただければと思います。